

公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団奨学金事業実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人川越女子高等学校同窓会^{きっかわ}吉川奨学財団（以下「この法人」という）が給付する奨学金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金は次の3種類とする。

(1) 修学奨学金

経済的理由で勉学が困難な埼玉県立川越女子高等学校（以下「川女」という）の在學生に対して修学資金の一部を給付

(2) 進学奨学金

経済的理由で進学が困難な川女の卒業生に対して進学資金の一部を給付

(3) 海外研修派遣奨学金

海外研修に参加する川女の在學生に対して研修費用の一部を給付

第2章 奨学金受給資格及び給付額

(奨学金の受給資格)

第3条 修学奨学金の給付を受けることができる者は、次の第1号から第3号に該当する者とする。

(1) 川女の在學生である者

(2) 経済的に困難な家庭の子女である者

(3) 向学心が認められる者

2 進学奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 川女の卒業生である者

(2) 経済的に困難な家庭の子女である者

(3) 学業成績が優良である者

3 海外研修派遣奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 川女の在學生である者

(2) 学業成績が優良である者

(奨学金の金額)

第4条 修学奨学金の給付額は、1名当たり年額20万円以内とする。

2 進学奨学金の給付額は、1名当たり年額30万円以内とする。

3 海外研修生派遣奨学金の給付額は、1名当たり20万円以内とする。

第3章 奨学金の申請・決定・給付

（申請及び決定）

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金の種類ごとに別に定める申請書類を、学校経由で当法人の代表理事宛に提出して申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、代表理事は、選考委員会で選考し、理事会で給付を決定し、申請者に対しその結果を通知しなければならない。

3 選考委員会について必要な事項は、代表理事が別に定める。

（奨学金の給付）

第6条 奨学金は、代表理事が別に定める時期に、給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という）に対し、一括して給付する。

第4章 雑 則

（奨学資金の再造成努力）

第7条 奨学金に返済義務はないが、後輩のために奨学資金の再造成（寄附）に努めること。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付等について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経る行う。

附則

この要綱は、令和4年 3月27日から施行する。

この要綱は、令和5年10月11日から施行する。